

令和元年 1 1 月定例会

総務委員会説明資料
(その2)

経営戦略部
監察局
出納局

目 次

I 提出案件

1	その他の議案等	-----	1
	(1) 条例案	-----	1

1 その他の議案等

(1) 条例案

① 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

ア 改正の理由

令和元年10月18日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の一般職の職員の給与について改定を行う等の必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 職員の給与に関する条例の一部改正

a 給料表の改定

(a) 全ての給料表について、初任給及び若年層の給料月額を引き上げることとする。

b 諸手当の改定

(a) 住居手当について、月額1万4千円を超える家賃を支払っている職員に同手当を支給することに改め、職員が自ら居住するための借家・借間に係る同手当の支給月額は、月額2万5千円以下の家賃を支払っている職員にあつては、家賃の月額から1万4千円を控除した額とし、月額2万5千円を超える家賃を支払っている職員にあつては、家賃の月額から2万5千円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万7千円を超えるときは、1万7千円）を1万千円に加算した額とすることとする。

(b) 勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の97.5（特定幹部職員にあつては、100分の117.5）に引き上げることとする。

(c) 勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）に引き上げ、12月期の支給割合を100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）に引き下げることとする。

(イ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

a 給料表の改定

(a) 第一号任期付研究員に適用する給料表及び第二号任期付研究員に適用する給料表の給料月額を改定することとする。

b 期末手当の改定

(a) 12月期の支給割合を100分の172.5に引き上げることとする。

(b) 6月期の支給割合を100分の170に引き上げ、12月期の支給割合を100分の170に引き下げることをとする。

ウ 施行期日等

(ア) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(ア)のbの(a)及び(c)並びに(イ)のbの(b)については、令和2年4月1日から施行することとする。

(イ) イの(ア)のa及び(イ)のaについては平成31年4月1日から、イの(ア)のbの(b)及び(イ)のbの(a)については令和元年12月1日から適用することとする。

② 知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

ア 改正の理由

特別職の国家公務員の期末手当が改定されることに鑑み、知事等の期末手当についても同様の改定を行うとともに、本県の財政の健全化について自ら取り組むため、令和2年4月から令和3年3月までの間の知事等の給料月額を減額する必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の172.5に引き上げることとする。

(イ) 期末手当について、6月期の支給割合を100分の170に引き上げ、12月期の支給割合を100分の170に引き下げることにする。

(ウ) 給料月額について、令和2年4月から令和3年3月までの間、知事にあつては100分の25を、副知事にあつては100分の10を、常勤の監査委員にあつては100分の5を、企業局長にあつては100分の5を減じた額とすることとする。

ウ 施行期日等

(ア) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(イ)及び(ウ)については、令和2年4月1日から施行することとする。

(イ) イの(ア)については、令和元年12月1日から適用することとする。